

# 事業概況

(平成19年度)

岡地株式会社

(平成20年7月発行)

## 【はじめに】

本書は、平成20年3月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

## 【主な記載項目について】

### 1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成20年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

### 2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」  
内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」  
当社の平成19年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」  
当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」  
当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

### 3. 経理の状況

#### 「財務比率」

##### (a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{リスク額} (*)} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(「市場リスク」という。)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引先リスク」という。)とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{資本金額}} \times 100$$

(\*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額} (*)} \times 100$$

(\*「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額} (*)} \times 100$$

(\*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期的に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

## 1. 会社の概況

### ① 会社名等

商品取引員名 岡地株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 岡地和道  
 所在地 愛知県名古屋市中区栄三丁目7番29号  
 電話番号 052-261-3311 (代)

### ② 会社の沿革

年月	概要
昭和26年 2月	愛知県名古屋市中区下園町(現：中区錦)に岡地貞一商店を設立し、名古屋繊維(現：中部大阪商品)取引所商品仲買人(現：商品取引員)として事業を開始。
昭和27年 5月	岡地貞一商店を岡地株式会社に改組、資本金6百万円。 豊橋出張所(現：豊橋支店)設置
昭和28年 4月	本店を愛知県名古屋市中区南伊勢町(現：中区栄)に移転
昭和31年 5月	資本金を1千万円に増資
8月	名古屋穀物商品(現：中部商品)取引所に商品仲買人として加入
昭和34年 4月	東京営業所(現：東京支店)設置
5月	東京繊維商品(現：東京工業品)取引所加入
昭和35年 2月	大阪営業所(現：大阪支店)設置
6月	大阪三品(現：大阪商品)取引所仲買人日比野商店を買収、大阪三品取引所加入
12月	神戸生糸(現：関西商品)取引所加入
昭和36年 1月	横浜営業所(現：横浜支店)設置
2月	本社旧社屋落成。 横浜生糸(現：横浜商品)取引所に加入
8月	大阪三品及び大阪化繊(現：大阪商品)取引所商品仲買人である日笠商店を買収、大阪化繊取引所に加入。
昭和37年 8月	資本金を5千万円に増資
昭和38年10月	東京穀物商品取引所加入
昭和39年 6月 ～8月	豊橋乾繭(現：中部商品)、大阪砂糖(現：関西商品)各取引所加入
昭和40年 1月 ～3月	神戸ゴム(現：大阪商品)、大阪穀物(現：関西商品)、前橋乾繭(現：横浜商品)、各取引所加入
昭和41年 4月	東京砂糖(現：東京穀物商品)取引所に加入
昭和42年 9月	資本金を1億円に増資
昭和44年 6月	シドニー脂付羊毛先物取引所加入
昭和46年 1月	昭和42年の法改正による登録制から許可制への移行に伴い、農林大臣(現：農林水産大臣)及び通商産業大臣(現：経済産業大臣)から商品取引員の許可を取得
6月	東京ゴム(現：東京工業品)取引所に加入
昭和46年12月	千葉出張所(現：千葉支店)設置
昭和48年 4月	本社新社屋落成(現：本社ビル)
昭和51年 2月	資本金を5億円に増資
昭和54年 8月	昭和50年の法改正による商品取引員の許可更新制度の導入に伴い、商品取引員の許可を更新(以後4年毎に更新)

年 月	概 要
昭和55年 8月	100%子会社OKACHI (HONG KONG) CO., LTDを設立し、香港商品取引所会員を取得。現地金融先物取引への顧客の開拓を開始
昭和56年 5月	資本金を8億円に増資
7月	100%子会社OKACHI (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア)を設立し、Kuala Lumpur Commodity Exchange会員を取得。現地商品取引への顧客の開拓を開始
昭和57年 3月	東京金(現：東京工業品)取引所に加入
昭和58年 1月	関門(現：福岡)商品取引所に加入
3月	東京支店新社屋落成、札幌、福岡、高松各支店設置
昭和59年 5月	資本金を8億8千万円に増資
昭和60年 3月	仙台支店設置
昭和62年 3月	大阪支店新社屋落成
4月	100%海外子会社OKACHI INVESTMENT (HONG KONG) CO., LTD. (香港)を設立し、香港証券取引所会員を取得。現地証券取引への顧客の開拓を開始
平成 3年 8月	平成2年の法改正による第一種・第二種の区分許可制の導入に伴い、第一種商品取引受託業者として許可を更新(以後6年毎に更新)
平成 4年 7月	資本金を10億円に増資
10月	「商品投資に係る事業の規制に関する法律」に基づき、農林水産大臣、通商産業大臣(現：経済産業大臣)、及び大蔵大臣(現管轄は金融庁長官)から商品投資販売業の許可を取得
平成 9年11月	100%子会社OKACHI (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア)の資本金をM\$285万に増資
平成10年 5月	海外先物取引取次ぎ業務を開始
平成12年 8月	外国為替取引業を開始
平成15年11月	日本橋支店設置
平成16年10月	インターネット商品先物取引開始
平成18年 5月	金融先物取引業者として登録
平成19年 9月	金融商品取引業者として登録

(注) 昭和59年以前の増資に関しては一部省略して標記しています。

### ③ 会社の目的

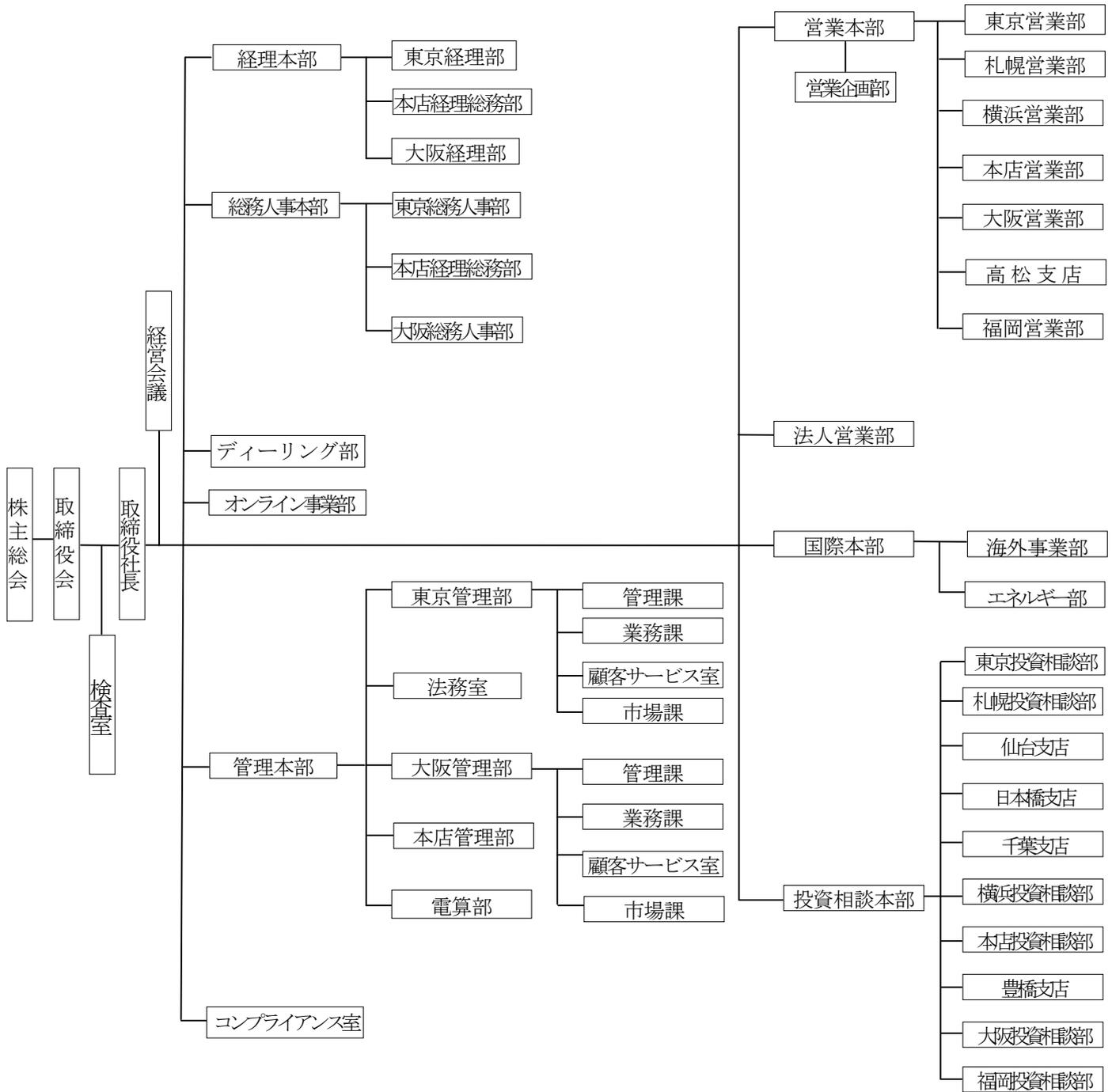
1. 綿糸、毛糸、砂糖、農産物、生糸、乾繭、ゴム等の売買
2. 貴金属、パラジウム、銅、錫、アルミニウム、ニッケル、鉄鋼等の売買
3. 木材、パルプ、合板等の林産物の売買
4. 鶏卵、牛肉、豚肉等の畜産物の売買
5. ガソリン、灯油、原油、軽油、重油、天然ガス等の鉱物資源の売買
6. えび、魚、魚介類等の水産物及び海産物の売買
7. オプション取引、指数先物取引、その他商品取引所に上場される金融先物取引
8. 前各号に掲げる商品等の国内、国外における先物取引、売買の取次、もしくは代理、又は委託先物取引業務、及びその輸出入業務
9. 金融商品取引業
10. 外国為替取引業
11. 前各号に附帯する一切の業務

(注) 上記のうち      線部分の業務は、現在行なっておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織の概要は、次のとおりです。（平成20年3月31日現在）



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

許可番号：「農林水産省指令16総合第1870号」、「平成17・03・16商第1号」

(平成20年3月31日現在)

取引所名	市場名											上場品目名	
	農産物	農指数	砂糖	畜産物	水産物	繭糸	貴金属	ゴム	ゴム指数	石油	アルミ		ニッケル
東京工業品取引所							○						金、金ミニ、銀、白金、パラジウム、金オプション
								○					RSS3号
									○				ガソリン、灯油、軽油、原油
											○		アルミニウム
中部大阪商品取引所				○									鶏卵
									○				ガソリン、灯油、軽油
												○	鉄スクラップ
								○					RSS3号、TSR20
									○				天然ゴム指数
東京穀物商品取引所												○	アルミニウム
	○												ニッケル
			○										一般大豆、Non-GMO大豆、とうもろこし、小豆、コーヒー、一般大豆オプション、とうもろこしオプション、生糸
関西商品取引所													粗糖、精糖、粗糖オプション
	○												米国産大豆、Non-GMO大豆、小豆、とうもろこし
		○											コーン75指数、コーヒー指数
			○										精糖、粗糖、粗糖オプション
				○									冷凍えび
							○						生糸

(注) ○は受託業務を行っております。尚、取次業務は行っておりません。

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

イ. 海外先物取引取次ぎ業務

商品取引所法第196条第1項及び同法施行規則第83条第1項の規定に基づき、兼業業務（海外先物取引取次ぎ業務）の届出をし、標記業務を行っております。

ロ. 金融商品取引業（第一種、第二種）

金融商品取引法第29条の規定に基づき、東海財務局長の登録を受けております。

登録番号：東海財務局長（金商）第25号

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	愛知県名古屋市中区栄三丁目7番29号	052-261-3311
札幌支店	北海道札幌市中央区南一条西六丁目4番19	011-281-0551
仙台支店	宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番27号	022-261-0201
東京支店	東京都中央区日本橋小網町12番5号	03-3667-7511
日本橋支店	東京都中央区日本橋人形町一丁目11番2号	03-5847-0171
千葉支店	千葉県千葉市中央区富士見一丁目1番1号	043-227-4504
横浜支店	神奈川県横浜市中区尾上町六丁目86番地1	045-651-0781
豊橋支店	愛知県豊橋市駅前大通三丁目51番地	0532-53-6131
大阪支店	大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目2番15号	06-6282-3911
高松支店	香川県高松市兵庫町11番地6	087-826-2211
福岡支店	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目1番9号	092-481-0841

⑥ 財務の概要（決算年月：平成20年3月期）

(a) 資本金	1,000,000千円
(b) 純資産額 *1	13,380,710千円
(c) 総資産額	39,696,245千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	5,872,375千円 (5,364,224千円)
(e) 経常利益	642,142千円
(f) 当期純利益	476,607千円

\*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 1,801,400株（平成20年3月31日現在）

（注）当社の株式は、非上場であります。

⑧ 主要株主名（上位10名）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
		千株	%
岡地ホールディングス株式会社	名古屋市中区栄三丁目7番29号	1,061	58.9
カネサン株式会社	名古屋市中区栄三丁目7番26号	187	10.4
岡地証券株式会社	名古屋市中区栄三丁目7番26号	88	4.9
岡地和道		68	3.8
岡地持株会	名古屋市中区栄三丁目7番29号	64	3.6
有限会社東洋興産	名古屋市中区栄三丁目7番26号	38	2.2
岡地順二郎		38	2.1
岡地喜三郎		38	2.1
岡地修一		34	1.9
岡地晃嗣		24	1.4
計		1,644	91.3

※所有株式数の千株未満は切り捨てております。

※個人株主の住所については個人情報保護の観点から非公開としております。

⑨ 役員状況

役名及び職名	氏名 生年月日	所有株式数
代表取締役社長	岡地和道 昭和37年1月13日	株 68,770
常務取締役 (営業本部長)	岡地修一 昭和38年9月27日	34,374
常務取締役 (国際本部長)	井上成也 昭和27年3月7日	—
常務取締役 (法人営業部担当・東京支店長)	山内廣司 昭和25年8月27日	—
取締役 (管理本部長)	宇佐美敏雄 昭和22年10月11日	—
取締役 (投資相談部担当)	横関勉 昭和27年10月15日	—
取締役 (営業副本部長)	國武正博 昭和25年6月9日	—

役名及び 職名	氏名 生年月日	所有 株式数
取締役 (経理本部長)	松尾 八潮 昭和30年3月22日	-
取締役 (内部統制担当)	森 隆禧 昭和12年3月17日	-
取締役 (非常勤)	岡地 晃 嗣 昭和35年 7月 1日	24,374
監査役 (常勤)	二村 眞 弘 昭和15年 4月21日	290
監査役 (非常勤)	岡地 典 子 昭和 8年 9月 6日	-
監査役 (非常勤)	加藤 勝 彦 昭和18年12月 8日	-
計	13名	127,808

- (注) 1. 常務取締役山内廣司、取締役國武正博は6月25日付にて取締役に退任しております。  
2. 取締役宇佐美敏雄は7月1日付にて常務取締役に就任しております。

⑩ 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	450人	371人	79人	308人	142人
平均年齢	40.3才	42.5才	28.3才	42.2才	32.9才
平均勤続年数	8.6年	9.3年	5.6年	7.5年	11.0年
外務員数	345人	338人	7人	304人	41人

(注) 従業員数は就業人員数により記載しております。

## 2. 営業の状況

### ① 営業方針

#### イ. 経営理念

当社は、「顧客と共に明るく和して豊かさを」という経営理念の下、商品先物取引の持つ、公正な価格の形成、プライスリスクのヘッジ機能、資産運用手段の提供等を通じて、国際競争が激化する中で、国民経済の円滑な発展に寄与しながら、顧客資産の保護・育成を支援することを責務と心得ます。

#### ロ. 社員の教育方針

先物取引という高度な経済行為に携わるに相応しい知識と能力を身につけさせると同時に、社会人としての良識ある行動も学び、社員一人一人がコンプライアンスを徹底しつつお客様のニーズに的確かつ迅速に対応できるよう、自ら考え行動できる社員の育成・指導をしております。

#### ハ. 受託業務活動の基本姿勢

取引に関する判断は委託者の意志を尊重しながら、お客様の知識や経験、あるいは資力を逸脱せぬようアドバイスを行っております。特に経験の浅いお客様には、委託者保護の自主規制ルールを設け細心の注意を払っております。また、お客様の状況把握を複眼的に行うために、管理部顧客サービス室を設置し、営業担当者以外の社員が最低でも一回以上は接触を持つように努めております。

また、商品先物取引に対する理解を深めて頂けるように普段から啓蒙にも努めております。

### ② 当社及び当業界を取巻く環境

当事業年度におけるわが国経済は、欧州や新興諸国向け輸出の増加及び底堅い国内需要により緩やかな拡大を続けてきました。しかし、米国住宅ローン問題をきっかけとした国際金融市場の混乱、原油や穀物など国際商品価格の高騰の影響により消費者および企業マインドは、低下しております。加えて、年度後半、12年ぶりに1ドル=100円を割るなど急速にドル安円高が進み、さらには、衆参ねじれ国会による日本政治に対する閉塞感及び構造改革の停滞懸念などから、今後、減速することが見込まれております。

海外経済に関しましては、米国経済が住宅ローン問題を主因とした個人消費の伸び悩み、住宅投資の落ち込みなどから急速に減速したことに加えて、欧州でも景気の減速感が強まりつつあり、今後、アジアをはじめとする世界経済への波及も懸念されております。

当業界におきましては、依然として商品取引所法改正による規制強化等の影響で個人投資家離れを起因とする取組高の減少が続き、加えて、石油や農産物市場における短期的な乱高下から、積極的な取引が手控えられるなど、市場の収縮傾向に歯止めがかからず、厳しい環境が続いております。その結果、平成19年度の国内市場全体の総出来高は、前年比16.5%減の7,107万枚（オプションを含む）と4期連続で前年度を割り込みました。

③ 営業の経過及び成果

当期における当社の収益と売買高の内訳は下記の一覧表のとおりです。

(1) 受取手数料

(単位:千円)

商品市場名	期別	第58期	
		自平成19年4月1日	至平成20年3月31日
商品先物取引	農産物市場	1,916,330	
	貴金属市場	1,795,832	
	アルミニウム市場	2,503	
	石油市場	818,086	
	ゴム市場	668,322	
	ニッケル市場	135	
	砂糖市場	122,068	
	水産物市場	25	
	畜産物市場	2,076	
	鉄スクラップ市場	38	
	小計		5,325,418
オプション取引	貴金属市場	0	
	砂糖市場	0	
	小計		0
指数取引	天然ゴム指数市場	38,519	
	農産物・飼料指数市場	286	
	小計		38,805
合計		5,364,224	

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。  
 2. 千円未満は切り捨てて表示しております。  
 3. 損益計算書の受取委託手数料には上記受取手数料の他、外国為替取引等の手数料  
 83,827千円が含まれております。

(2) 売買高

(単位:枚)

商品市場名	期別	第58期		
		自平成19年4月1日		合計
		委託	自己	
		至平成20年3月31日		
農産物市場		1,756,386	311,897	2,068,283
農産物・飼料指数市場		521	0	521
砂糖市場		103,368	3,053	106,421
畜産物市場		1,446	38	1,484
水産物市場		51	0	51
貴金属市場		527,633	371,749	899,382
ゴム市場		1,150,353	388,108	1,538,461
天然ゴム指数市場		36,398	5,344	41,742
アルミニウム市場		2,989	22	3,011
ニッケル市場		169	0	169
石油市場		924,245	631,908	1,556,153
鉄スクラップ市場		38	0	38
合計		4,503,597	1,712,119	6,215,716

- (注) 受渡しによる決済数量は含まれておりません。

## (3) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名		期 別	
		第58期	
		自 平成19年4月 1日	
		至 平成20年3月31日	
商品先物取引	農産物市場		57,976
	貴金属市場	▲	36,184
	アルミニウム市場	▲	138
	石油市場		460,561
	ゴム市場		79,619
	ニッケル市場		0
	砂糖市場	▲	8,198
	水産物市場		0
	畜産物市場	▲	219
	天然ゴム指数市場	▲	15,660
	農産物・飼料指数市場		0
	鉄スクラップ市場		0
海外先物取引		▲	159,114
合 計			378,643

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。  
2. 商品現物取引損575千円があります。  
3. 損益計算書にはデリバティブ取引の評価損19,458千円と外国為替先物取引益65,714千円が含まれております。  
4. 消費税等は含まれておりません。  
5. 千円未満は切り捨てて表示しております。

業界を取り巻く厳しい状況の中、当社としましては、営業サービスの充実を図り、顧客資産の拡大に取り組んでまいりましたが、外国為替取引を含めた預かり資産は、240億26百万円（前年比11.3%増）、委託の売買高は、450万3千枚（前年比1.4%減）となり、その結果、外国為替取引を含めた受取委託手数料合計は、54億48百万円（前年比9.4%減）経常利益は、6億42百万円（前年比28.3%減）当期純利益は、4億76百万円（前年比34.9.1%増）と減収増益となりました。

## ④ 対処すべき課題

当社の主たる事業である商品先物取引業におきましては、国内市場全体の総出来高が4年連続で減少するなど、厳しい状況下にあります。その中で、東京穀物商品取引所においては、一部商品のザラバ取引への移行、東京工業品取引所においては、新取引システムの導入や取引ルールの変更、及び取引時間の24時間化を予定しており、市場流動性の拡大や利便性向上に向け環境整備がなされているところです。また、商品・証券及び国内外の垣根を越えて取引所の再編が検討されております。

このような状況下、当社では、以下の方針で事業活動を行ってまいります。個人営業部門におきましては、従前からの法令遵守を徹底すべく、研修等を通じ、意識向上を図ってまいります。また、顧客ニーズに応じた商品・サービスの提供を実現すべく、営業手法の工夫と営業活動支援体制の充実に努め、加えて、環境変化に機敏かつ柔軟に対応できる組織体制を構築すべく、人材育成に取り組んでまいります。法人及び国際部門におきましては、マーケットのプロ化や国際化の進展を見据え、従来からの当社のノウハウや優位性を生かし、当業者、機関投資家、ファンド等の受注拡大に取り組んでまいります。特に、国際部門におきましては、中国・上海に在員事務所開設を契機に各海外現地法人との連携を強化することでそのシナジー効果を高めてまいります。

## ⑤ 受託業務管理規則

### (目 的)

第1条 この規則は、健全性の原則に基づき商品先物取引を委託する者（以下「委託者」という）からの取引受託及び委託の勧誘に際し、ルールへの遵守と委託者の主体性を尊重した適正な業務の遂行と委託者の保護育成を図るために、受託業務の運営および管理について必要な事項を定める。

### (管理体制)

- 第2条 当社は、以下の管理組織を制定し、受託業務の適正なる運営とその責任の所在を明確にする。
- 2 受託業務に係る総括管理および第9条に定める管理担当班の職務の統括調整を総括管理責任者が行なうものとし、その補佐のため副総括管理責任者を置くものとする。
  - 3 管理本部を東京支店に設置し、全店を統括する。東京支店管理部を統括母店、大阪支店管理部を準母店とし、各々が統括するその他の本支店ごとに管理担当者を設置し、責任者は母店管理部長・次長とする。
  - 4 管理担当班の構成および責任者は、つぎのとおりとする。
    - (1) 総括管理責任者は取締役管理本部長とし、副総括管理責任者は東京支店管理部長とする。
    - (2) 東京支店（統括母店）管理部長他数名 顧客サービス室 2名以上
    - (3) 大阪支店（準母店） 管理部次長他数名 顧客サービス室 1名以上
    - (4) 東京支店（統括母店）の統括支店は横浜・千葉・日本橋・仙台・札幌の各支店とする。  
大阪支店（準母店）の統括支店は豊橋・本店・高松・福岡の各本支店とする。
    - (5) 統括母店および準母店以外の本支店には、各々1名以上の管理担当者を置くものとする。
  - 5 (1) 副総括管理責任者（東京支店管理部長）は、総括管理責任者の不在の時は第2条2項に定める職務を代行するものとする。

ただし、第3条第3項の審査及び第8条第3項に係る審査を代行したときは、速やかに総括管理責任者の点検を受け承認を得なければならない。

    - (2) 母店（東京・大阪）管理部長・次長は、母店管理部が統括する各本支店の管理担当者が行う職務を統括調整するものとする。
  - 6 統括母店および準母店の管理部は、営業部責任者と定期的に接触を保って、受託業務における問題点等の改善、対応措置を検討し実施するものとする。
  - 7 母店管理部は、委託者との間にトラブルが生じた場合、当該営業部責任者および管理担当班と協力してその対応を迅速にして解決を図るものとする。
  - 8 委託者からの取引等に係る疑義、相談等については、管理部（顧客サービス室）を窓口として早期解決に努めるものとする。
  - 9 総括管理責任者は、社内管理措置の遂行状況、遵守状況について取締役会に報告し、改善を要すると認められる事項がある場合には、取締役会の決議を経て具体的改善措置を講ずるものとする

### (商品先物取引不適格者の参入防止)

- 第3条 当社は次の各号の一に該当する者を商品先物取引不適格者と規定し、これらの者に対しては、商品先物取引の勧誘および受託を行わないこととする。
- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる者。
  - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
  - (3) 破産者で復権を得ない者。
  - (4) 商品先物取引をするために借入れをしている者、又は借入れをしようとする者。
  - (5) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者。
  - (6) その他商品先物取引を行う適格性に欠けると認められる者。

- 2 当社は次の各号の一に該当する者については、原則として不相当と認められる勧誘及び受託の対象者として、当該者への勧誘および受託は行わないこととする。  
但し、次項による場合は、その限りではない。
  - (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）の収入が収入全体の過半を占めている者。
  - (2) 一定（年間500万円）以上の収入を有しない者。
  - (3) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者。
  - (4) 年齢75歳以上の高齢者。
- 3 前項の原則として不適当な勧誘及び受託の対象者について第1号の例外の要件を満たしており、第2号及び第3号の手続きを経たときは当該者への勧誘及び受託ができるものとする。
  - (1) 次の事項を満たしていると認められる具体的な申告があること。
    - ① 前項第1号及び第2号については、投資可能資金額の裏付けとなる資産を有しており、それを証明するものがあること。
    - ② 前項第3号については、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有しており、それを証明するものがあること。
    - ③ 前項第4号については、顧客が申告した投資可能資金額が損失をしても老後の生活には支障のない範囲で設定されていること。また、直近の3年以内に延べ90日以上にわたり商品先物取引、金融商品、有価証券等の先物取引、株式の信用取引、及び外国為替証拠金取引等、商品先物取引を行うのにふさわしい十分な投資経験を有すると認められること及び商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること、並びにこれらを証明するものがあること。
  - (2) 顧客本人より、自らが適合性原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、第1号の例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨、自書による書面の申告があること。
  - (3) 第1号及び第2号により審査し、総括管理責任者を最終審査者として勧誘の適否を判断する。
  - (4) 上記の審査結果については審査日、審査過程、最終審査者及びその適否の判断根拠を含めて取引終了後3年間保存するものとする。
- 4 前項各号に該当しない者であっても、管理担当班の責任者がその者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行なう適格性に欠けると認められる者に対しては取引の勧誘を行わないこととする。また75歳未満の者であっても、70歳以上の高齢者については、商品先物取引の仕組み、リスク等を十分理解していること、投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されているか等を含めて、厳格に審査するものとする。
- 5 取引期間中に新たに不適格者（これと同等の取扱いを要する者を含む。）に該当することが判明した場合は、速やかに委託者にその旨を通知し、新たな建玉を受託しないものとする。

（勧誘の際の説明義務）

第4条 商品先物取引の委託を勧誘するに当たっては、受託契約準則と事前交付書面（商品先物取引—委託のガイド）を交付し、それらを用いて次の事項について説明を行ない、理解を確認するとともに、顧客の責任と判断において取引を行なうことについて顧客に十分な自覚を促したうえで参加を求めることとする。なお、理解の確認については、まず、(1)を説明し、理解の確認を書面にて行い、その後(2)のその他の事項について説明し、その理解の確認を書面にて行うものとする。

- (1) 商品先物取引の危険性（商品先物取引～委託のガイド～の2頁「太枠内」）について
  - ① 先物取引は証拠金取引であるため、取引の対象である総取引金額（約定値段等に取引単位の倍率と取引数量を乗じて得た額）は、取引に際して預託すべき証拠金の10～30倍程度となること。
  - ② 商品先物市場の価格変動が予測に反して推移した場合には損失が発生する可能性

があり、価格変動の幅が小さくても総取引金額では大きな額の変動となるため、その変動の幅によっては損失が預託した証拠金を上回るおそれがあること。

(2) その他の事項

- ① 取引証拠金等の制度、その種類、額及び発生のしくみ等に関する事項。
- ② 委託手数料の制度、その額及び徴収時期等に関する事項。
- ③ 商品取引員の禁止行為に関する事項。
- ④ その他「商品先物取引—委託のガイド」に記載されている事項。

(3) 上記の説明及び理解の確認書面は、取引終了後3年間保存するものとする。

(取引意思の確認)

第5条 委託者の取引意思の確認は次により行うものとする。

- 2 約諾書の差入れに先立って口座開設申込書の差入れを受けるものとする。
- 3 売買注文を受けた際には、受注日時、受注内容（委託者が指示した事項）等について録音または外務員日誌に記載するものとする。

(口座開設申込書の徴収及び適格性審査)

第6条 不適格者の参入を防止するとともに、適格性の高い委託者の参加拡大を目指すため、顧客情報を的確に把握するための書面（口座開設申込書）を顧客に差入れを受けた上、当該営業部責任者の所見等を記載し、それに基づく顧客カードを作成するものとする。

2 口座開設申込書は、次の事項について顧客に記入を求めるものとする。また、これら記載事項に変更があったときは、その都度更新し、適切に管理するものとする。

- (1) 氏名、性別、年齢、生年月日、住所
- (2) 家族構成
- (3) 職業、役職、勤務先名、勤務先住所
- (4) 年収（年収および年金等の収入がある場合はその金額）
- (5) 流動資産（預貯金、株券、債券等）
- (6) 投資可能資金額
- (7) 商品先物取引の経験の有無（取引会社名、取引期間、投下資金額）
- (8) 金融先物取引の経験の有無（取引会社名、取引年数、投下資金額）
- (9) 証券取引等の経験の有無（現物、信用、先物、取引年数、投下資金額）
- (10) その他、当社が必要と認めた事項

3 前項第6号の投資可能資金額については、年収、資産、年齢等を考慮し、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定するものであること及び売買において損失が発生した場合はその額を減額するものであることを顧客に分かりやすく説明した上で申告を受けるものとする。

4 当社は、商品先物取引不適格者の参入を防止するため、口座開設申込書ならびに顧客カードによる顧客の申告により顧客の適格性の審査を厳正に行うものとし、当該審査を終えるまでは顧客から約諾書の差入れ、取引証拠金等の預託、取引の注文は受けてはならない。また審査の結果、適格性を有しないと認められたときは、直ちにその勧誘を中止するものとする。

5 顧客の適格性の審査は、取引参加の意思、知識、経験、資金力、判断力、受託契約を締結する目的、自己責任を問うことが出来るもの等を勘案して判断を行なうものとし、その最終審査者は副総括責任者及び管理担当責任者とする。

6 第4項及び第5項の審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び判断根拠も含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

(顧客カード等の整備)

第7条 当社は、管理本部(統括母店)および準母店の統括する各本支店ごとに商品先物取引を行おうとする顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、家族構成、住所および連絡先
- (2) 職業、会社名、所属部署名、役職名および勤務先住所
- (3) 資産(流動資産)、収入の状況(年収および年金等の収入がある場合はその金額)および投資可能資金額
- (4) 商品先物取引および証券取引、金融先物、外国為替証拠金取引の経験の有無
- (5) 受託契約を締結する目的
- (6) その他当社が必要と認めた事項

2 顧客カードは、担当外務員等が口座開設申込書に基づいて所要の事項を記載し、所要の事項に変更がある場合にはその都度更新し、適切に管理するものとする。

3 顧客カードおよび口座開設申込書は、東京支店(統括母店)・大阪支店(準母店)を除く本支店では当該本支店分を各本支店長が、大阪支店(準母店)では、統括する豊橋・本店・高松・福岡の各本支店分と当該支店分を準母店の管理部次長が、また東京支店(統括母店)では、全店分を管理本部が保管するものとする。

(未経験委託者等に係る管理措置)

第8条 当社は、自社又は他の商品取引員において商品先物取引を直近の3年以内に延べ90日以上取引経験を有しない者については未経験委託者として取り扱うものとする。

2 未経験委託者に対しては、最初取引を行う日から3ヶ月を経過する日までを保護期間として設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

(1) 商品先物取引の仕組み、損失リスク等について分かりやすく説明してその理解を求め、取引は顧客自身の責任と判断により行うものであることの自覚を促す等、十分な配慮を持って対応するものとし、必要に応じて各支店管理担当者、顧客サービス室が面談の上顧客の質問に応じる等、その理解の促進に努めるものとする。

(2) 保護期間内における取引数量は、建玉時に預託する取引等証拠金等の額が口座開設申込書により顧客が申告した投資可能資金額の3分の1の額に相当する数量に制限するものとする。ただし、その額には取引開始後に発生する追証拠金、臨時増証拠金、定時増証拠金等は含まない。

3 前項第2号の制限について、当該未経験委託者本人がこれを超える取引を希望する場合には、当該委託者が、そのためには本人が商品先物取引に習熟していることが必要であること及び当社において未経験委託者を保護するために取引数量を制限する措置を設けていることを理解しているとともに、自らその要件を満たすことについて確認している旨の自書による申出書を受けた上で、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できるものがあり、これらの内容について総括管理責任者が審査し、これを承認したときは、前項第2号の規定にかかわらず制限取引数量を超えて受託することができる。

4 前項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。

5 未経験委託者の保護期間内における投資可能資金額を超える勧誘及び受託は原則として禁止する。ただし、当該委託者が同期間内に投資可能資金額の増額変更を希望した場合には、第3条第3項の手続きにより審査し、承認を得るものとする。

(管理担当班の職務)

第9条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

- (1) 「顧客カード」「口座開設申込書」及び顧客の理解状況の精査による顧客の適格性審査ならびに勧誘の適否の判定。
- (2) 「顧客カード」の整備および顧客管理への活用。
- (3) 確認書、申出書等の記録、整備。

- (4) 適格性の審査および取引数量の抑制等の判断。
- (5) 委託者の取引状況を総合管理表等によって常時精査し、必要に応じて営業責任者および営業担当者に指導を行い適切な委託者管理を行うものとする。
- (6) 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導および遵守状況の監視ならびに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置。
- (7) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導。
- (8) 委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応。
- (9) 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置。
- (10) 委託者の参入前後に、未経験者、経験者を問わず顧客サービス室および管理担当者が当該委託者に対し、面談または架電により再度、取引の仕組み、損失リスク、相場が逆に動いたときの相場対応等の説明を行ない、精査表を作成するなど、商品先物取引に必要な知識の啓蒙活動ならびに委託者の理解度を向上させるために必要な措置およびその記録。
- (11) 不正資金の流入に関し、委託者の入金状況等審査し、その流入防止に努めること。
- (12) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項。

(不当勧誘規制等)

第10条 当社は、勧誘に先立って、顧客に対して、当社の商号、登録外務員の氏名及びこれから行おうとする勧誘が商品先物取引についての勧誘である旨告げた上で、顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認するものとし、これら告知及び意思確認の記録を作成して、取引終了後3年間保存するものとする。

2 前項の勧誘時の意思確認において、顧客が委託を行わない旨又は勧誘を受けることを希望しない旨の意思を明確に表示した顧客に対して勧誘を行わないものとし、これら勧誘及び委託を拒否した顧客の氏名、住所、電話番号についてFAX等で本支店等会社内に周知徹底するとともに、顧客の電話番号を登録し電話発信規制を行い、それに対する再勧誘が起きないように防止措置を講ずるものとする。

3 当社は、次の各号に掲げる迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘は行わないものとする。

ただし、顧客による事前の具体的な指示又は承諾に基づく場合はその限りではない。

- (1) 早朝や深夜等で迷惑を覚えさせる時間帯での電話又は訪問による勧誘。
- (2) 顧客の意思に反する長時間にわたる勧誘。
- (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘。
- (4) 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法による勧誘。

(不正資金の流入防止措置)

第11条 当社は以下に規定する者からの受託に当たっては不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 銀行、郵便局、信用金庫、信用組合、証券会社、生保、損保会社、その他金融機関に従事する財務担当者
- (2) 国、地方公共団体（農業、漁業の協同組合）その他、公益機関の財務担当者
- (3) 民間企業等における財務担当者

2 受託の条件および制限等の説明

(1) 前項に規定する委託者からの取引を受託するに当たっては投資可能資金額並びに自己資金の範囲内で取引をする旨の書面の差入れを受けること。

(2) 調査の開始の時期

当該委託者の1回の入金が1,000万円を超えるものがあつたとき、又は実質入金額の合計が2,000万円を超える入金があつたとき、当該委託者の資金について調査を開始する。

(3) 調査項目および調査記録の作成、保存

当該委託者の預託金の推移、建玉推移、損益勘定金の累計および精算状況、値洗差損益金の推移を日々調査し記録する。

尚、調査記録は管理担当者が作成し委託者ごとにファイルして10年保存する。

### 3 調査のための体制の整備と受託の制限

(1) 調査は管理部門（管理担当班等）が当たるものとし、営業部はこれに協力するものとする。ただし、調査が困難と判断したときは興信所その他外部調査機関に委託する等資金調査に必要な措置を講ずるものとする。

(2) 調査においては当該委託者からの預託金は自己資金であること、投下資金の今後の見込額、および自己資金であることの申出書および、証明書類等の提出又は提示を求めるものとする。

この場合、当該委託者が当該証明書類等を提出又は提示をしない時は、その後の追加の預託を受けないものとする。

(3) 当該調査結果は全社においてこれを尊重し、営業部は今後当該委託者に対して勧誘し、当該委託者から受託をしないものとする。ただし、仕切に係る申出は受託し迅速に対応すること。

※ 一定の基準金額以内での預託で受託を制限した結果、必要証拠金額に不足金が発生した場合は、建玉の縮減により措置することを求めることとし、これに応じない場合は所定の通知を行い、強制措置を実施するものとする。

### 4 不正資金の流入が判明したときの措置

当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託があることが判明したときは、その後の入金是不正資金の入金の有無に係わらず受託しないものとし、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、取引が決済されたときは速やかに精算するものとする。

#### (委託者との入出金に係る管理措置)

第12条 当社は委託者との間の現金による入出金は、原則として口座振込み又は

店頭受渡しにより行うものとする。ただし、やむを得ず店舗外での現金の受渡しを行う必要がある場合には、総括管理責任者が委託者ごとにその必要性等について審査を行い、承認を得るものとする。

2 取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した当社発行の証拠金預り証の交付と同時に行うものとする。

3 外務員と委託者の間での現金入出金があった場合には、管理担当者又は支店長等が当該委託者に対し、入出金の金額、日時、受渡し場所、担当外務員の氏名等について確認するものとする。

#### (その他の管理措置)

第13条 トラブル発生防止の為に統括母店管理部は、準母店管理部と必要に応じて協議し、統括営業部門と受託業務状況ならびに問題点について、適正な業務の遂行に努めるようミーティングを行い、総括管理責任者、副総括管理責任者に報告すること。

2 顧客サービス室又は管理担当班を主体として、受託前後において面談または架電を実施し、精査表に記録するとともに録音等を行い、不適格者の参入防止およびトラブルの発生防止に努めること。

#### (自己玉)

第14条 会社が自らの利益のための他、委託者の建玉処理を円滑に行うこととし、自己玉の取引を行なう部署は、主としてディーリング部が行うものとする。

2 自己玉の建玉状況については常時ディーリング担任取締役等に報告するものとする。

#### (広告等)

第15条 「広告等に関する管理規則」を定め、適用するものとする。

(受託業務における禁止行為)

第16条 商品先物取引の委託の勧誘および受託にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則および日本商品先物取引協会「受託等業務に関する規則」、「会員の広告等に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(違反者に対する制裁)

第17条 前16条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、社内規程に基づき懲戒を行なうものとする。

(電子取引に関する特例)

第18条 電子取引については、『受託業務管理規則「OKACHI OASIS (オアシス)」用』を定め、適用するものとする。

(日本商品先物取引協会への届け出)

第19条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(付 則)

- (1) 本規則の制定及び改廃は取締役会の決議を経て行なうものとする。
- (2) 本規則は、平成20年3月7日より実施する。
- (3) 本規則の施行に伴い、受託業務管理規則(平成19年10月4日実施)は、これを廃止する。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
401名	98名	147名	352名

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
3,909名	1,324名	3,609名

⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し 合いによる 解決	紛争 紛争処理 機関での 解決	訴訟	苦情 相互に話し 合い中	紛争 紛争処理 機関で処 理中	訴訟
当該年度に新規に発生した 案件の件数 70件	19件	2件	2件	34件	3件	10件
前年度から継続している案 件の件数 57件	20件	0件	8件	20件	0件	9件
合計 127件	39件	2件	10件	54件	3件	19件

- (注) 1. 苦情とは、受託業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は、訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず、紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

## (b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 5件	0件	1件	0件	4件
前年度から継続している案件の件数 2件	0件	2件	0件	0件
合計 7件	0件	3件	0件	4件

## (c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴訟		訴訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件		0件	
前年度から継続している案件の件数 1件	0件		1件	
合計 1件	0件		1件	

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

## (d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 10件	9件	1件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 10件	9件	1件	0件	0件

(注) 1.事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。  
2.システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

### 3. 経理の状況

#### ① 貸借対照表

貸借対照表  
(平成20年3月31日現在) (単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>【流動資産】</b>	31,159,987	<b>【流動負債】</b>	25,018,293
現金及び預金	5,871,447	未払金	777,254
預託金	745,000	未払費用	342,650
委託者未収金	527,172	未払法人税	83,299
商品	113	預り金	37,125
短期貸付金	3,662,000	受渡に係る預り金	149,001
未収入金	477,521	賞与引当金	8,000
保管有価証券	5,720,418	預り委託証拠金	23,076,426
短期差入保証金	13,917,168	その他の流動負債	544,536
繰延税金資産	53,483		
委託者先物取引差金	92,223	<b>【固定負債】</b>	781,840
その他の流動資産	165,516	長期預り保証金	207,203
貸倒引当金	△ 72,077	役員退職引当金	282,326
		退職給付引当金	292,310
<b>【固定資産】</b>	8,536,257	<b>【特別法上の準備金】</b>	793,157
(有形固定資産)	738,569	商品取引責任準備金	793,157
建物	240,964		
車両運搬具	44,336	負債合計	26,593,291
器具備品	213,071		
土地	240,196		
		(純資産の部)	
(無形固定資産)	321,877	<b>【株主資本】</b>	12,728,552
ソフトウェア	267,130	資本金	1,000,000
のれん	6,520		
電話加入権	48,226	資本剰余金	60
		資本準備金	60
(投資その他の資産)	7,475,810	利益剰余金	11,758,152
投資有価証券	3,563,478	利益準備金	250,000
関係会社株式	1,367,934	その他利益剰余金	11,508,152
出資金	281,290	別途積立金	10,000,000
長期貸付金	746,269	繰越利益剰余金	1,508,152
長期預け金	207,203		
長期前払費用	3,752	自己株式	△ 29,659
繰延税金資産	201,775		
長期差入保証金	1,679,842	<b>【評価・換算差額等】</b>	374,401
その他の投資	216,585	その他有価証券評価差額金	374,401
貸倒引当金	△ 792,323		
		純資産合計	13,102,953
資産合計	39,696,245	負債・純資産合計	39,696,245

② 損益計算書

損 益 計 算 書  
 自 平成19年4月 1日  
 至 平成20年3月31日  
 (単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
受取委託手数料	5,448,051	
売買損益	424,323	5,872,375
営業費用		
販売費及び一般管理費		5,489,454
営 業 利 益		382,920
営業外収益		
受取利息及び配当金	188,264	
その他	114,410	302,674
営業外費用		
支払利息	8,620	
その他	34,832	43,452
経 常 利 益		642,142
特別利益		
商品責任準備金戻入	230,254	
その他	2,844	233,098
特別損失		
固定資産売却損	14,145	
投資有価証券評価損	85,552	
貸倒引当金繰入	54,583	
その他	30,484	184,766
税引前当期純利益		690,474
法人税、住民税及び事業税	249,787	
法人税等調整額	△ 35,920	213,866
当期純利益		476,607

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 平成19年4月1日

至 平成20年3月31日

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・ 換算 差額等	純 資 産 合 計
	資 本 金	資本 剰余金	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
前期末残高	1,000,000	60	250,000	10,000,000	1,085,586	11,335,586		12,335,646	540,965	12,876,612
当期変動額										
剰余金の配当					△54,042	△54,042		△54,042		△54,042
当期純利益					476,607	476,607		476,607		476,607
自己株式の取得							△29,659	△29,659		△29,659
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									△166,564	△166,564
当期変動額合計	-	-	-	-	422,565	422,565	△29,659	392,905	△166,564	226,342
当期末残高	1,000,000	60	250,000	10,000,000	1,508,152	11,758,152	△29,659	12,728,552	374,401	13,102,953

④ 【重要な会計方針に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 最終仕入原価法による低価法

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

但し、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物10年～50年であります。

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これに伴い、前事業年度と同一の方法による場合と比べ営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 1,127千円減少しております。

（追加情報）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、取得価額の5%相当額と備忘価額の差額を、償却可能限度額までの償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

これに伴い、前事業年度と同一の方法による場合と比べ営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 2,920千円減少しております。

無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当期損益として処理しております。

6. 引当金及び特別法上の準備金の計上理由及び計算基礎

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上し

ております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を、発生事業年度の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職引当金

役員退職給与の支給に備えるため、役員退職金に関する支給内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

リース取引の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(単位：千円)

担保に供している資産		担保に係る債務	
種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高
定期預金 (注1)	2,530,158		
投資有価証券 (注2)	2,925,184	—	—
関係会社株式 (注1)	208,288		
計	5,663,631	計	—

(注1) 担保されている債務はありませんが、銀行取引について担保提供をしております。

(注2) 自己取引証拠金として(株)日本商品清算機構に差し入れております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 547,129千円

3. 保証債務	子会社の銀行借入金に対する保証	
	Okachi (Hong Kong) Co., Ltd	97,800千円
	Okachi (Malaysia) Sdn. Bhd	82,379千円
4. 関係会社に対する金銭債権及び債務	短期金銭債権	2,305,359千円
	長期金銭債権	685,976千円
	短期金銭債務	136,594千円
5. 取締役及び監査役に対する金銭債権	長期金銭債権	13,459千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引	支払家賃	84,912 千円
	派遣料及び出向者給与	1,980,245 千円
営業取引以外の取引	受取利息	23,184 千円
	受取家賃	4,234 千円

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	566%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	1,338%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	1,310%
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	33%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	62%
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	189%
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	124%

平成20年10月7日

岡地株式会社

年次開示資料「平成19年度版」の訂正に関するお知らせ

年次開示資料、平成19年度版における 2. 営業状況「⑧苦情、紛争、訴訟に関する事項 (a) 顧客等が提起したもの (20 ページ)」につきましては、「苦情 (相互に話し合い中)」欄の件数を誤って記載しておりました。また「紛争 (紛争処理機関での解決)」、「紛争 (紛争処理機関で処理中)」、「訴訟」のそれぞれの欄で「前年度から継続している案件の件数」の一部を「当該年度に新規に発生した案件の件数」として誤って記載しておりましたので、下記のように訂正いたしました。

⑧苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し 合いによる解 決	紛争 紛争処理 機関での 解決	訴訟	苦情 相互に話 合い中	紛争 紛争処理 機関で処 理中	訴訟
当該年度に新 規に発生した 案件の件数 <u>66件</u>	19件	<u>1件</u>	<u>1件</u>	<u>39件</u>	3件	<u>3件</u>
前年度から継 続している案 件の件数 <u>66件</u>	20件	<u>1件</u>	<u>9件</u>	20件	0件	<u>16件</u>
合計 <u>132件</u>	39件	2件	10件	<u>59件</u>	3件	19件